

熊本県公報

号外 第 48 号
平成 20 年 12 月 22 日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営課) 3
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 5
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 5
○ようこそくまもと観光立県条例	(観光物産総室) 5
○熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部) 8
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(") 9

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとし、別表を改正することとした。(別表関係)
 - (1) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務のうち、墓地等の経営許可等に関する事務
移譲先：宇城市(別表第3号関係)
 - (2) 火薬類取締法に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務
移譲先：宇城市、美里町(別表第11号関係)
 - (3) 駐車場法に基づく事務のうち、路外駐車場設置の届出受理等に関する事務(新規)
移譲先：八代市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、長洲町、大津町、御船町、嘉島町、芦北町(別表第19号関係)
 - (4) 水道法に基づく事務のうち、簡易専用水道の指導監督等に関する事務
移譲先：天草市、宇城市(別表第20号関係)
 - (5) 都市計画法に基づく事務のうち、都市計画施設等の区域内における建築の規制、都市計画の決定又は変更にあつての土地の試掘等の許可等に関する事務
移譲先：宇城市、城南町、大津町、御船町(宇城市、城南町は都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事務に限る。大津町は都市計画の決定又は変更にあつての土地の試掘等の許可等に関する事務に限る。)(別表第28号関係)
 - (6) 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の設置等に関する事務
移譲先：合志市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村(別表第36号関係)
 - (7) 被災市街地復興特別措置法に基づく事務のうち、土地の形質の変更等の許可等に関する事務
移譲先：山鹿市、大津町、御船町、芦北町(別表第38号関係)
- 2 関係法令の改正に伴う根拠条文等の変更することとした。(別表第13号、第39号、第40号及び第43号から45号まで関係)
- 3 その他規定を整理することとした。(別表第3号、第13号、第20号、第28号、第36号及び第39号関係)
- 4 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。ただし、2及び3の改定は、公布の日から施行することとした。
- 5 経過措置(附則第2項関係)
条例の施行の際知事が行つた処分等で現に効力を有するもの又は条例施行日前に知事に対してされた申請等は、条例施行日以後事務を移譲する市町村の長のした処分等又は条例施行日以後事務を移譲する市町村の長に対してされた申請等とみなす旨の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 政治資金規正法の一部改正に伴い、手数料の新設を行うこととした。(第 2 条第 1 項第 9 3 号の 2 関係)
 - ア 収支報告書等の写しの交付手数料
政治資金規正法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づく収支報告書、監査意見書又は政治資金監査報告書(以下「収支報告書等」という。)の写しの交付について、次に掲げる交付の方法に応じた額とすることとした。
 - (1) 複写機により用紙に複写したものの交付 用紙 1 枚につき 10 円
 - (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付 フロッピーディスク 1 枚につき 50 円に当該収支報告書等の用紙 1 枚ごとに 10 円を加えた額
 - (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をコンパクトディスクに複写したものの交付 コンパクトディスク 1 枚につき 100 円に当該収支報告書等の用紙 1 枚ごとに 10 円を加えた額
- 2 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 3 熊本県収入証紙条例の一部改正(附則第 2 項関係)
この条例による手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の一部を改正することとした。

◇熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- 1 整備法による改正後の特定非営利活動促進法第 14 条の 7 第 3 項の規定により、社員総会に出席しない社員は、定款で定めることにより、書面による表決に代えて都道府県の条例で定める電磁的方法により表決することができることとされたことに伴い、知事所管の特定非営利活動法人が当該表決方法を執ることができるよう、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を次のとおり定めることとした。(第 2 条の 2 関係)
 - (1) 方法は、ア又はイに掲げるものとすることとした。
 - ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に掲げるもの
 - (ア) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (イ) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - イ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 - (2) (1)の ア及びイに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ようこそくまもと観光立県条例

- 1 総則を次のように定めることとした。
 - (1) この条例の目的を規定することとした。(第 1 条関係)
 - (2) 観光立県の実現に関する施策の基本理念について規定することとした。(第 2 条関係)
 - (3) 県の責務について規定することとした。(第 3 条関係)
 - (4) 県民の役割について規定することとした。(第 4 条関係)
 - (5) 観光事業者の責務について規定することとした。(第 5 条関係)
 - (6) 観光関係団体の責務について規定することとした。(第 6 条関係)
 - (7) 旅行者の協力について規定することとした。(第 7 条関係)
 - (8) 知事は「観光立県推進計画」を定めることを規定することとした。(第 8 条関係)
 - (9) 県民総参加のための体制の整備について規定することとした。(第 9 条関係)
- 2 観光立県の実現に関する施策の推進に関し、次のように定めることとした。(第 1 節第 5 節関係)
 - (1) 魅力ある観光地の形成
 - ア 地域資源の活用による魅力ある観光地の形成について規定することとした。(第 10 条関係)
 - イ 新たな旅行の分野の開拓について規定することとした。(第 11 条関係)
 - ウ 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成について規定することとした。(第 12 条関係)
 - (2) もてなしの向上及び人材の育成
 - ア 旅行者に対するもてなしの向上について規定することとした。(第 13 条関係)
 - イ 観光立県の実現に寄与する人材の育成について規定することとした。(第 14 条関係)

- (3) 県民の理解を深めるための取組の強化等
 - ア 県民の理解を深めるための措置について規定することとした。(第15条関係)
 - イ 観光週間について規定することとした。(第16条関係)
 - ウ 県民の自主的な活動の促進について規定することとした。(第17条関係)
- (4) 国内外に対する広報宣伝活動の強化等
 - ア 県外からの旅行者の来訪の促進について規定することとした。(第18条関係)
 - イ 外国からの旅行者の来訪の促進について規定することとした。(第19条関係)
- (5) 快適な旅行のための施設等の整備
 - ア 旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備について規定することとした。(第20条関係)
 - イ 旅行者の利便の増進について規定することとした。(第21条関係)
 - ウ 観光地における環境の保全について規定することとした。(第22条関係)
- 3 熊本県観光審議会の運営に関し、必要な事項を定めることとした。(第23条第28条関係)
- 4 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定めることとした。(第29条関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 熊本県観光審議会設置条例は、廃止することとした。(附則第2項関係)

◇熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

- 1 警務部の分掌事務に「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関すること。」を加える等の改正を行うこととした。(第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 平成20年10月6日、旧下益城郡富合町が熊本市に編入合併され、熊本市が新たな住所表示を告示したことから、暫定的に表記していた熊本県熊本南警察署の管轄区域を告示された住所表示に変更することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第63号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第3号事務の欄(2)中「及び」を「又は」に改め、同号市町村等の欄中「上天草市」の次に「、宇城市」を加え、同表第11号事務の欄中「(という。)」の次に「及び火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下この号において「施行規則」という。)」を加え、同欄(26)中「火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)」を「施行規則」に改め、「報告書等」の次に「(同条の表第11号に規定するものに限る。)」を加え、「(第1欄中11及び12に規定するものに限る。)」を削り、同欄(26)の次に次のように加える。

(27) 施行規則第81条の14の規定による報告書等(同条の表第12号に規定するものに限る。)の受理に関する事務

別表第11号市町村等の欄中「宇土市及び上天草市(火薬類のうち煙火の消費に係るものを除く。)」から(6)まで、(9)から(14)まで、(19)、(21)、(23)及び(27)に掲げる事務にあつては宇土市、上天草市、宇城市、美里町に、「、(24)及び(25)に掲げる事務(火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。)」を「及び(24)から(26)までに掲げる事務のうち、煙火の消費に係るもの」に改め、「天草広域連合」の次に「、煙火の消費に係るもの以外のもの」にあつては宇土市、上天草市、宇城市、美里町を加え、同表第13号事務の欄(1)中「及び」を「又は」に改め、同欄(2)中「第1条、第1条の3第2項」を「第1条の2、第1条の4第2項」に改め、同表中第68号を第69号とし、第45号から第67号までを1号ずつ繰り下げ、同表第44号事務の欄中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に改め、同欄(1)中「第3条、第5条第2項、第6条第1項、第7条第2項及び第8条

第2項」を「第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項及び第6条第2項」に改め、同欄(2)中「第8条第5項及び第9条」を「第6条第5項及び第7条」に改め、同号を同表第45号とし、同表第43号事務の欄(1)中「第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項及び第6条第2項」を「第3条、第5条第2項、第6条第1項、第8条第2項及び第9条第2項」に改め、同欄(2)中「第6条第5項及び第7条」を「第9条第5項及び第10条」に改め、同号を同表第44号とし、同表第42号事務の欄(1)中「第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項及び第6条第2項」を「第3条、第5条第2項、第6条第1項、第8条第2項及び第9条第2項」に改め、同欄(2)中「第6条第5項及び第7条」を「第9条第5項及び第10条」に改め、同号を同表第43号とし、同表第41号を第42号とし、第40号を第41号とし、同表第39号事務の欄中「第5条第1項」を「第10条第1項」に改め、同号を同表第40号とし、同表第38号事務の欄(4)及び(5)中「及び」を「又は」に改め、同欄(6)中「第9条第12項」を「第9条第13項」に改め、同欄(17)中「第7条第10項及び第12項」を「第7条第11項から第14項まで」に改め、「(許可証に係るものに限る。)」を削り、同欄(18)を削り、同欄中(19)を(18)とし、同号市町村等の欄中「(18)」を「(17)」に、「(19)」を「(18)」に、「、水俣市」を「及び水俣市」に改め、同号を同表第39号とし、同表第37号市町村等の欄中「玉名市」の次に「、山鹿市」を、「長洲町」の次に「、大津町、御船町」を、「益城町」の次に「、芦北町」を加え、同号を同表第38号とし、同表中第36号を第37号とし、同表第35号市町村等の欄中「宇土市」の次に「、合志市」を、「菊陽町」の次に「、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村」を、「錦町」の次に「、あさぎり町」を加え、「球磨村、あさぎり町」を「球磨村」に改め、同号を同表第36号とし、同表中第34号を第35号とし、第28号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、同表第27号事務の欄(10)から(12)まで中「に基づく」を「による」に改め、同号市町村等の欄を次のように改め、同号を同表第28号とする。

(1) 及び(2)に掲げる事務にあつては各市(熊本市、水俣市、上天草市、宇城市及び合志市を除く。)、長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、芦北町、(3)、(4)、(13)及び(14)に掲げる事務にあつては各市(熊本市及び上天草市を除く。)、城南町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、芦北町、(5)から(12)までに掲げる事務にあつては各市(熊本市、水俣市、上天草市及び合志市を除く。)、城南町、長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、芦北町

別表中第26号を第27号とし、第20号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同表第19号事務の欄(3)中「及び」を「又は」に改め、同号市町村等の欄中「玉名市」の次に「、天草市」を、「上天草市」の次に「、宇城市」を加え、同号を同表第20号とし、同表第18号の次に次の1号を加える。

<p>19 駐車場法(昭和32年法律第106号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条の規定による路外駐車場の設置の届出及び変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(2) 法第13条第1項及び第4項の規定による管理規程の届出及び変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第14条の規定による路外駐車場の供用に係る休止又は廃止の届出及び再開の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第18条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査に関する事務</p> <p>(5) 法第19条の規定による是正及び供用の停止の命令に関する事務</p>	<p>八代市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、長洲町、大津町、御船町、嘉島町、芦北町</p>
--	--

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第3号事務の欄、第13号事務の欄、第19号事務の欄及び第27号事務の欄の改正規定、同表第35号市町村等の欄の改正規定(「錦町」の次に「、あさぎり町」を加え、「球磨村、あさぎり町」を「球磨村」に改める部分に限る。)、同表第38号事務の欄及び市町村等の欄の改正規定並びに同表第39号事務の欄、第42号事務の欄、第43号事務の欄及び第44号事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の際改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においては新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請そ

の他の行為とみなす。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 20 年 12 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 64 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第 93 号の次に次の 1 号を加える。
（93）の 2 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に
基づく収支報告書、監査意見書又は政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）の写しの交付
収支報告書等の写しの交付手数料 別表第 7 の 2 に掲げる区分に応じた額
別表第 7 の次に次の 1 表を加える。
別表第 7 の 2（第 2 条第 1 項第 93 号の 2 関係）

区 分	金 額
複写機により用紙に複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付	フロッピーディスク 1 枚につき 50 円に当該収支報告書等の用紙 1 枚ごとに 10 円を加えた額
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をコンパクトディスクに複写したものの交付	コンパクトディスク 1 枚につき 100 円に当該収支報告書等の用紙 1 枚ごとに 10 円を加えた額

附 則

- この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
- 熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 手数料の項中第 88 号の次に次の 1 号を加える。
| 88 の 2 収支報告書等の写しの交付手数料

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 20 年 12 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 65 号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
熊本県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の次に次の 1 条を加える。
（社員の表決に係る電磁的方法）
第 2 条の 2 法第 14 条の 7 第 3 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。
（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容の電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
（2） 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ようこそくまもと観光立県条例をここに公布する。
平成 20 年 12 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 66 号

ようこそくまもと観光立県条例
目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 観光立県の実現に関する施策の推進

第1節 魅力ある観光地の形成（第10条—第12条）

第2節 もてなしの向上及び人材の育成（第13条・第14条）

第3節 県民の理解を深めるための取組の強化等（第15条—第17条）

第4節 国内外に對する広報活動の強化等（第18条・第19条）

第5節 快適な旅行のための施設等の整備（第20条—第22条）

第3章 熊本県観光審議会（第23条—第28条）

第4章 雑則（第29条）

附則

観光は、地域経済の活性化、雇用機会の増大等、サービス業、農林水産業、製造業を始
めとした、県民経済のあらゆる領域にわたる幅広い知識を深め、地域の魅力を再認識して
行寄与するもとの交流を通して、郷土の高齢化が進む若者の雇用確保が求められ、また、
外にわたる地域間の相互の交流の拡大等に よる地域の活性化が不可欠となっており、本
においては、観光の果たす役割は極めて重要である。訪れる旅行者の集客と広域的連携に優
れた立地条件の九州の中央に位置し、雄大な自然資源が豊富に存在している。中でも刻ま
れた歴史、人々の暮らしに息づく観光地を総合産業としてより、郷土に誇りと愛着を持
ここれら特性を最大限に生かし、観光立県の実現は、県民が豊か潤いのある生活を受
旅行者と協力して地域社会を形成する観光立県の実現は、県民が豊か潤いのある生活を受
こしていく上で重要な課題である。観光の現状は、本県の恵まれた立地と豊富な資源を生かし
きれておらず、旅行者の需要の高度化、旅行の形態の多様化等への的確な対応は十分に
われない。

こうした状況の中、本県の資源を最大限に活用した魅力ある観光地の形成、もてなしの
向上、国内外からの旅行者の来訪の促進等観光立県の実現に関する施策を県、市町村、県
民、観光事業者及び観光関係団体が連携し、及び協力して総合的かつ計画的に推進するた
め、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、観光立県を實現するたための基本理念を定め、県、県民、観光事業者
（主として旅行者を）及び観光事業者及び観光関係団体の業務等（以下「観光事業者
振興を目的とする観光事業者及び観光関係団体の業務等」とする。）の責務を定めるこ
とにより、観光立県の実現及び県民が郷土に誇りと愛着を持つことのできる地域社会
の形成に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 観光立県の実現に関する施策は、地域の資源を生かした魅力ある観光地の形成に
よって生み出される旅行者と県民の交流の拡大が経済発展につながる豊かな県民生活
の實現のために重要であるという認識の下に講ぜなければならない。

2 観光立県の実現に関する施策は、県民が地域の歴史、文化等に対する理解を深めるこ
とが郷土に誇りと愛着を持つことのできる地域社会を、実現し、魅力ある観光地の形成、
旅行者の受入れの体制の強化及び旅行者の満足度の向上のために重要であるという認識
の下に講ぜられなければならない。

3 観光立県の実現に関する施策は、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が
それぞれの役割に応じて相互に連携し、及び協働することにより、その効果が最大限に
発揮されるという認識の下に講ぜられなければならない。
（県の責務）

第3条 県は、前条に規定する観光立県を實現するための基本理念（以下「基本理念」と
いう。）にのっとり、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体と連携し、かつ、協
力して観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（県民の役割）

第4条 県民は、観光立県の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な
役割を果たすよう努めるとともに、旅行者を温かく迎えるよう努めるものとする。
（観光事業者の責務）

第5条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し旅行者に快適なサービ
スを提供するとともに、地域における他の産業の事業者と連携することにより地域の活
性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるもの
とする。
（観光関係団体の責務）

第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地域における他の産業の事業者及び団体
との連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光に関する情報の発信、

- 旅行者の誘致及び旅行者の受入れの体制の整備に取り組むよう努めるものとする。
- 2 観光関係団体は、県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(旅行者の協力)
- 第7条 県、観光事業者及び観光関係団体は、魅力的な観光地が旅行者の地域の行事への参加等様々なかかわりによって形成されるという認識の下、旅行者が県民とともに観光資源の育成及び保全に努めるよう協力を求めるものとする。
(観光立県推進計画)
- 第8条 知事は、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光立県の実現に関する基本的な計画(以下「観光立県推進計画」という。)を策定するものとする。
- 2 知事は、観光立県推進計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県観光審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、観光立県推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 知事は、毎年度、観光立県推進計画の実施状況について、熊本県観光審議会に報告するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、観光立県推進計画の変更について準用する。
(県民総参加のための体制の整備)
- 第9条 県は、観光立県の実現に向けて魅力ある観光地の形成、もてなしの向上等に関して県民誰もが参加できるような取組を推進していくための体制を整備するものとする。
第2章 観光立県の実現に関する施策の推進
第1節 魅力ある観光地の形成
(地域資源の活用による魅力ある観光地の形成)
- 第10条 県は、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風致、優れた自然の風景地、農林水産業等の営みによって形成された景観その他の文化的景観、温泉、湧水、地域の特色ある食文化その他文化、産業等に関する資源の育成、保全及び開発に必要な施策を講ずるものとする。
(新たな旅行の分野の開拓)
- 第11条 県は、社会環境の変化に対応した新たな旅行の分野を開拓するため、地域で育まれた資源を活用し、自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする旅行、心身の健康の保持増進のための旅行、歴史、文化等への理解を深めるための旅行、長期に滞在する旅行その他の多様な旅行の形態の普及に必要な施策を講ずるものとする。
(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成)
- 第12条 県は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、市町村、観光事業者その他の関係者と連携し、旅行者に対する観光地の特性を生かした良質なサービスの提供に必要な施策を講ずるものとする。
第2節 もてなしの向上及び人材の育成
(旅行者に対するもてなしの向上)
- 第13条 県は、旅行者に対するもてなしの向上を図るため、地域の特色ある食文化の紹介、地域の特産品を用いた商品の開発及びもてなしに関する学習の機会に必要な施策を講ずるものとする。
(観光立県の実現に寄与する人材の育成)
- 第14条 県は、観光立県の実現に寄与する多様な人材の育成を図るため、観光事業に従事する者その他の関係者の知識及び能力の向上、地域の固有の歴史、文化等に関する知識の普及並びに大学等と連携した人材育成の促進等に必要な施策を講ずるものとする。
第3節 県民の理解を深めるための取組の強化等
(県民の理解を深めるための措置)
- 第15条 県は、観光立県の意義に対する県民の理解を深めるため、地域の歴史及び文化その他の観光に関する知識を学習する機会の提供に必要な施策を講ずるものとする。
(観光週間)
- 第16条 県は、県民が具体的行動を通して魅力ある観光地の形成に関心と理解を深めるようにするため、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体と連携しながら観光立県の実現に向けた重点的な取組を行う週間として、観光週間を設けるものとする。
(県民の自主的な活動の促進)
- 第17条 県は、観光立県の実現に関する活動を積極的に行う者に対し、その自主的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。
- 2 県は、観光立県の実現に関する活動に顕著な功績のあった団体及び個人の表彰に努めるものとする。
第4節 国内外に対する広報宣伝活動の強化等
(県外からの旅行者の来訪の促進)
- 第18条 県は、観光の目的、事業活動の目的、スポーツ、文化、学術、芸術等の行事への参加の目的等多様な目的での県外からの旅行者の来訪の促進を図るため、観光地に関する広報宣伝、行事の誘致の促進等を行うとともに、県内外にわたる広域的な連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。
(外国からの旅行者の来訪の促進)
- 第19条 県は、外国からの旅行者の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本県の歴史、伝統、文化等を生かした海外における広報宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、

海外の観光事業者等に対する観光旅行に関する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事等の誘致の促進、外国人観光旅客の受入れの体制の整備等に必要
な施策を講ずるものとする。

第5節 快適な旅行のための施設等の整備
(旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備)

第20条 県は、旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、空港、
港湾、鉄道、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備及び交通の利便性
の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(旅行者の利便の増進)
第21条 県は、旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人その他特に配
慮を要する旅行者を含めたすべての旅行者が円滑に利用できる観光関連施設及び公共施
設の整備並びにこれらの利便性の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提
供等に必要の施策を講ずるものとする。

(観光地における環境の保全)
第22条 県は、観光地における環境の保全を図るため、環境の保全に関する知識の普及
及び環境の保全のための施設の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第3章 熊本県観光審議会
(審議会の設置)

第23条 知事の附属機関として、熊本県観光審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 観光立県推進計画の策定及び促進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、観光振興に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。
(組織)

第24条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことが
できる。

3 委員及び臨時委員は、観光に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
(委員等の任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間と
する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものと
する。

3 委員は、再任されることができる。
(会長等)

第26条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職
務を代理する。
(会議)

第27条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

4 前項の場合において議長は、委員として議決に加わることができない。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する会議については、委員とみなす。
(庶務)

第28条 審議会に関する庶務は、商工観光労働部において行う。
第4章 雑則
(雑則)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。
附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県観光審議会設置条例(昭和36年熊本県条例第53号)は、廃止する。

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年12月22日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第67号

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察本部の内部組織に関する条例(昭和29年熊本県条例第32号)の一部を次
のように改正する。

第3条第1号中ナをニとし、トを削り、テをナとし、ツをテとし、テの次に次のように
加える。

- ト オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成2

0年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。
第3条第1号中チをツとし、コからタまでをサからチまでとし、ケの次に次のように加える。

コ 留置施設に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第68号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年熊本県条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本南警察署の項中「蔦町二丁目」の次に「、富合町榎津、富合町大町、富合町御船手、富合町碓江、富合町上杉、富合町清藤、富合町木原、富合町小岩瀬、富合町沙崎、富合町古閑、富合町国町、富合町菰江、富合町三拾町、富合町志々水、富合町釈迦堂、富合町新、富合町杉島、富合町田尻、富合町西田尻、富合町平原、富合町廻江、富合町南田尻」を加え、「、平成20年10月5日における下益城郡富合町の区域」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。